

意見公募要領

1 意見公募対象

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案

2 意見公募の趣旨・目的・背景

第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）は、様々な産業への応用や地域の課題を解決するものとして期待されている。5Gの多岐に渡るニーズに応えるため、自治体や地域の企業などの様々な主体が柔軟に構築/利用可能な「地域ニーズや個別ニーズに応じて様々な主体が利用可能な第5世代移動通信システム（ローカル5G）の技術的条件等」について検討が行われ、総務省は令和元年12月24日に制度化、免許申請の受付を開始した。

今般、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号）に基づく認定導入計画に基づき、ローカル5G免許人が取得した一定のローカル5G設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置の見直し及び延長について、令和6年12月27日（金）に令和7年度税制改正の大綱が閣議決定された。

これを踏まえ、必要な制度整備を行うべく、電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案を作成したので、意見を募集する。

3 資料入手方法

準備が整い次第、e-Gov (<https://www.e-Gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ホームページ (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載するとともに、連絡先窓口において配布することとします。

4 意見の提出方法・提出先

下記（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

下記（2）～（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>) の意見提出フォームからご提出ください。

なお、添付ファイルは利用できません。添付ファイルを送付する場合は、（2）によ

り提出してください。

(2) 電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： digital_kigyuu_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室 あて

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、「@」に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、(1)の電子政府の総合窓口（e-Gov）を極力ご利用いただきますよう、ご協力の程よろしくお願いいたします。

※メールに直接意見を書き込んでいただきますようお願いいたします。添付ファイルを送付する場合、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル、ジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください（他のファイル形式とする場合は、担当までお問合せください。）。

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 10MB となっています。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室 あて

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル（他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。）

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和 7 年 2 月 13 日(木)から同年 3 月 14 日(金)まで（必着）

※郵送の場合、締切日の消印有効

6 留意事項

- ・本訓令改正は、第 217 回国会提出法案「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案」の成立を前提としたものであり、本法律の成立・施行

後、本意見募集の対象となる訓令案を速やかに公布・施行するため、その成立前に意見募集を実施するものです。したがって、本意見募集の対象となる訓令案については、今後内容等に変更があり得ることをあらかじめ御了承ください。

- ・意見が1000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載して下さい。
- ・提出された意見は、電子政府の総合窓口（e-Gov）及び総務省ホームページに掲載するほか、総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室にて配布又は閲覧に供します。
- ・御記入いただいた氏名（法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名）、住所（所在地）、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名（法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。）を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください（連絡担当者の氏名は公表しません。）。
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口へ控え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

連絡先窓口

総務省 情報流通行政局 地域通信振興課 デジタル経済推進室

担 当：山本課長補佐、中谷調査員、穴井官

電 話：03-5253-5857

電子メールアドレス：digital_kigyuu_atmark_ml.soumu.go.jp

意見書

令和 年 月 日

情報流通行政局 地域通信振興課
デジタル経済推進室 へ

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見